

議案第13号参考資料

利根町教育支援委員会条例新旧対照表

現行	改正案
第1条及び第2条省略 (委員) 第3条 委員会の委員は、<u>11人</u>をもって組織し、その委員は、医師、学校教育関係者、<u>児童福祉施設等職員</u>及び学識経験者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。 第4条以下省略	第1条及び第2条省略 (委員) 第3条 委員会の委員は、<u>10人以内</u>をもって組織し、その委員は、医師、学校教育関係者、<u>児童福祉関係者</u>及び学識経験者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。 第4条以下省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>